

国立研究開発法人建築研究所役員給与規程

平成27年4月1日
規程第5号

【一部改正】平成28年2月10日規程第57号
【一部改正】平成28年12月1日規程第6号
【一部改正】平成29年3月28日規程第17号
【一部改正】平成29年12月22日規程第6号
【一部改正】平成30年3月22日規程第14号
【一部改正】平成30年12月7日規程第4号
【一部改正】平成31年3月26日規程第14号
【一部改正】令和元年11月26日規程第23号
【一部改正】令和2年3月19日規程第33号
【一部改正】令和2年11月30日規程第7号
【一部改正】令和3年3月19日規程第13号
【一部改正】令和4年5月16日規程第4号
【一部改正】令和4年11月29日規程第16号
【一部改正】令和5年11月29日規程第5号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 常勤役員の給与（第4条—第10条）
- 第3章 非常勤役員の給与（第11条）
- 第4章 規程の実施等（第12条・第13条）

第1章 総則

（総則）

第1条 国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事、監事（以下「役員」という。）に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

（給与）

第2条 役員に支給する給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び業績手当とし、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）については、非常勤役員手当とする。

2 常勤役員の本給は月額とし、この規程に定める地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び業績手当を除いた全額とする。

（給与の支給方法及び支給日）

第3条 役員給与の支給方法については、国立研究開発法人建築研究所職員給与規程（平成27年規程第4号。以下「職員給与規程」という。）第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 常勤役員給与の支給日は、本給にあっては職員給与規程第6条第1項の規定を、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当にあっては同条第2項の規定を、期末手当及び業績手当にあっては同条第4項の規定を準用する。

3 非常勤役員給与の支給日は、職員給与規程第6条第1項の規定を準用する。

第2章 常勤役員の給与

(本給月額)

第4条 常勤役員の本給月額は、次の各号に掲げる役員の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 820,000円
- 二 理事 763,000円
- 三 監事 708,000円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、本給の月額に100分の16を乗じて得た額とする。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であった者が、任命権者又はその委任を受けた者(第9条第4項第1号において「任命権者等」という。)の要請に応じ、引き続き常勤役員となるため退職し、かつ、引き続き常勤役員となった場合(これら国家公務員から引き続き常勤役員となった者(以下「出向役員」という。))が当該常勤役員となった日(以下この項において「任命日」という。)の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合において、前項に規定する地域手当の支給割合が任命日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の3第2項各号に定める割合をいう。)に達しないこととなるときその他これに相当すると認められるときは、当該出向役員には、前項の規定にかかわらず、給与法第11条の7の規定の例により地域手当を支給する。

(新たに常勤役員に任命された者の本給及び地域手当)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支給する任命当月分の本給及び地域手当は、それぞれ、第4条及び前条の規定による額を当該任命された日の属する月の現日数から国立研究開発法人建築研究所就業規則(平成27年規程第2号)第16条に規定する休日(以下「休日」という。)の日数を差し引いた日数で除して得た額に、当該任命された日からその月の末日までの休日を除いた日数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の本給及び地域手当)

第7条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤役員に支給する退職当月分又は解任当月分の本給及び地域手当は、それぞれ、第4条及び第5条の規定による額を当該退職し、又は解任された日の属する月の現日数から休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、その月の初日から当該退職し、又は解任された日までの休日を除いた日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤役員に支給する死亡当月分の本給及び地域手当は、第4条及び第5条に規定する額の全額とする。

(通勤手当及び単身赴任手当)

第8条 通勤手当及び単身赴任手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、単身赴任手当の支給対象となる役員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 出向役員又は職員から引き続き役員に任命された者のうち、職員給与規程第26条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する者
- 二 任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する勤務地に同日に異動したものとした場合に、職員給与規程第26条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する者

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在(基準日1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の65を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。ただし、出向役員が基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員として在職した期間（給与法の規定に基づき国家公務員として在職した期間に算入する期間を含む。）については、当該国家公務員として在職した期間を常勤役員として在職した期間に算入する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
- 一 基準日前1箇月以内に任命権者等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった者
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任された常勤役員（同項第1号の規定により解任された常勤役員を除く。）
 - 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
 - 四 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間（出向役員の国家公務員として在職した期間及び非常勤役員が引き続いて常勤役員となった場合の非常勤役員として在職した期間を含む。次項及び第6項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、研究所に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 7 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（業績手当）

第10条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、その者の業績に応じて支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 業績手当の額は、基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、常勤役員の在職期間による割合（以下「在職期間率」という。）及び業績による割合（以下「業績率」という。）を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間率は、基準日以前6箇月以内の在職期間の区分に応じて次表のとおりとする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上6 箇月未満	100分の 95
5 箇月以上5 箇月15日未満	100分の 90
4 箇月15日以上5 箇月未満	100分の 80
4 箇月以上4 箇月15日未満	100分の 70
3 箇月15日以上4 箇月未満	100分の 60
3 箇月以上3 箇月15日未満	100分の 50
2 箇月15日以上3 箇月未満	100分の 40
2 箇月以上2 箇月15日未満	100分の 30
1 箇月15日以上2 箇月未満	100分の 20
1 箇月以上1 箇月15日未満	100分の 15
15日以上1 箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
零	零

4 前項に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。ただし、出向役員が基準日以前6箇月以内の期間において国家公務員として在職した期間（給与法の規定に基づき国家公務員として在職した期間に算入する期間を含む。）については、常勤役員として在職した期間に算入する。

5 理事長の業績率は、独立行政法人通則法第35条の6第1項の規定による前事業年度（基準日を含む事業年度の直前の事業年度をいう。）に係る業務の実績等に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）に応じて、次の表の業績率欄に定める割合とする。ただし、評価結果が基準日に通知されていない場合又は在職期間が基準日以前1年未満の場合の業績率は100分の99とする。

評 価 結 果	業 績 率
S	100分の105
A	100分の102
B	100分の 99
C及びD	100分の90.5以下

6 理事の業績率は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し100分の105を上限に理事長が決定するものとする。ただし、評価結果が基準日に通知されていない場合又は在職期間が基準日以前1年未満の場合の業績率は100分の99を標準とする。

7 監事の業績率は100分の99とする。

8 前条第4項から第8項までの規定は、業績手当の支給について準用する。

第3章 非常勤役員の給与

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額241,000円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。

第4章 規程の実施等

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所役員給与規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所役員給与規程（平成13年規程第7号。以下「旧役員給与規程」という。）は、廃止する。

附 則（平成28年2月10日規程第57号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年2月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）

の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年12月1日規程第6号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規程第17号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日第6号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月22日から施行する。

2 改正後の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程（次条において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、

平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年3月22日第14号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月7日第4号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年12月7日から施行する。

2 改正後の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程（次条において「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、

平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の国立研究開発法人建築研究所役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年3月26日第14号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月26日第23号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和2年3月19日規程第33号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程第7号）
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第13号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月16日規程第4号）
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年5月16日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、67.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（令和4年11月29日第16号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する業績手当に関する特例）

第2条 令和4年12月に支給する業績手当の業績率の適用については、次に表の左欄に掲げる規程中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第5項	100分の96.5	100分の99
第10条第5項の表	100分の102.5	100分の105
	100分の99.5	100分の102
	100分の96.5	100分の99
	100分の88以下	100分の90.5以下
第10条第6項(上限)	100分の102.5	100分の105
第10条第6項(標準)	100分の96.5	100分の99
第10条第7項	100分の96.5	100分の99

附 則（令和5年11月29日第5号）
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第2条 令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	<u>100分の65</u>	<u>100分の67.5</u>
第10条第5項	<u>100分の99</u>	<u>100分の101.5</u>
第10条第5項の表	<u>100分の105</u> <u>100分の102</u> <u>100分の99</u> <u>100分の90.5以下</u>	<u>100分の107.5</u> <u>100分の104.5</u> <u>100分の101.5</u> <u>100分の93以下</u>
第10条第6項（上限）	<u>100分の105</u>	<u>100分の107.5</u>
第10条第6項（標準）	<u>100分の99</u>	<u>100分の101.5</u>
第10条第7項	<u>100分の99</u>	<u>100分の101.5</u>